【参考資料】 湯河原町知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則新旧対照条文

現行	改正後	備	考
(職親の申込み等) 第3条 施行規則第39条の規定 による職親になることを希望 する場合は、職親申込書(様式 第2号)により申し出なければ ならない。 2 (略) 4 (略)	(職親の申込み等) 第3条 施行規則第1条の規定 による申出は、職親申込書(様 式第2号)により申し出なけれ ばならない。 2 (略) 4 (略) 附 則 この規則は、公布の日から施行 する。		